

環境省 環境技術実証事業 閉鎖性海域における水環境改善技術分野 技術実証検討会 設置要綱 (案)

1. 開催の目的

平成26年度 環境技術実証事業における「閉鎖性海域における水環境改善技術分野」において、専門的な知見に基づき環境技術について検討し、本事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、閉鎖性海域技術実証検討会を設置する。

2. 検討事項

- ・ 実証機関が行う事務のうち、実証試験要領案の策定又は改定、実証試験計画の策定、技術の実証(実証試験の実施等)、実証試験結果報告書の作成等について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。
- ・ 当該分野に関する専門的知見に基づき実証事業運営委員会を補佐する。

3. 組織等

- (1) 閉鎖性海域技術実証検討会は、別紙-1に掲げる検討員で構成する。
- (2) 閉鎖性海域技術実証検討会は、座長を置く。座長は技術実証検討委員会を総理する。
- (3) 座長欠席の場合に閉鎖性海域技術実証検討会を総理するために、副座長を置く。
- (4) 検討員への委嘱は、環境省水・大気環境局より実証機関として承認された日本ミクニヤ株式会社が行う。委嘱期間は日本ミクニヤ株式会社が委嘱した日から、平成27年3月31日までとする。
- (5) その他、必要に応じて環境技術実証事業に参画する者、利害関係者などをオブザーバーなどとして参加させることができる。

4. 審議内容等の公開

本技術実証検討会は原則公開とするが、技術や特許などの機密事項に関して議論する場合は、非公開とする場合がある。

5. 現地視察および勉強会

現地付近での検討会の開催に合わせ、検討会関係者を対象にした現地視察を1技術1回実施するとともに、市民や地元漁協等を対象にした勉強会を1技術1回実施する。

環境技術実証事業とは(環境省HPより抜粋)

既に適用可能な段階にあり、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進んでいない場合があります。環境技術実証事業とは、このような普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業です。本事業の実施により、ベンチャー企業等が開発した環境技術の普及が促進され、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られることが期待されます。

平成 26 年度環境技術実証事業
閉鎖性海域における水環境改善技術分野 第 1 回 技術実証検討会

検討員名簿（五十音順）

	氏名	部署・役職
1	上嶋 英機	広島工業大学 工学部 都市デザイン工学科 教授
2	上月 康則	徳島大学大学院 ソシオテクノサイエンス研究部 教授
3	西嶋 渉	広島大学 副理事・環境安全センター環境 教授
4	西村 修	東北大学大学院工学研究科 土木工学専攻 教授
5	前川 行幸	三重大学 生物資源学部 生物圏生命科学科 教授
6	吉永 郁生	鳥取環境大学 環境学部 環境学科 教授